

令和元年 7 月

胎 内 市 農 業 委 員 会

総 会 議 事 録

令和元年 7 月 25 日

決			裁	
会 長	局 長	係 長	係	担 当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年7月25日(木)午後3時30分から午後3時45分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会長：1番：花野 隆雄

会長代理：2番：水澤 正明

委員：3番：忠 貞夫

委員：5番：森田 謙

委員：6番：田村 信秀

委員：7番：南波 雅子

委員：8番：緒形 文一

委員：9番：馬場 勝

委員：10番：西奈美 公平

委員：11番：川上 勝之

委員：12番：松村 智

委員：13番：今井 輝子

委員：14番：阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員：中条：15番：志村 政美

委員：中条：16番：佐藤 隆

委員：乙：17番：小泉 正

委員：乙：18番：安城 守英

委員：築地：19番：白塚 幸二

委員：築地：20番：小熊 威

委員：黒川：21番：今井 明

委員：黒川：22番：小野 金一

4 欠席委員(1人)

委員：4番：榎本 太

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第29条)の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年7月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番松村智委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、6月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>7月2日、3日、市町村農業委員会会長会議・情報事業推進会長会議合同会議が糸魚川市の権現荘で開催され、水澤会長職務代理が出席してございます。</p> <p>7月11日、胎内市農業委員会視察研修会及び地域別農業委員会研修会が新潟市西蒲区のエンカレッジファーム（株）の視察、及び西川多目的ホールで研修会が開催され、農業委員12名、推進委員7名に出席いただきました。</p> <p>7月16日、新潟県農業会議第40回常設審議委員会がJAビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>7月18日、7月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>また、事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、活動記録について報告いただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、太陽光発電施設のための転用が1件、住宅建築のための転用が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、平木田駅前地内の畑において、太陽光発電施設を建設することを目的とする転用で、所要面積は1,174㎡であります。</p> <p>2番の案件は、若松町地内の畑において、住宅建築を目的とする転用で、所要面積は307㎡、建築面積は63.76㎡であります。</p> <p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>1ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第 1 号議案の事前審査結果について、13 番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 7 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案につきましては、太陽光発電施設の建設による売買が 1 件、住宅建築による売買が 1 件の計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
20 番	事務局から説明があったが、売買単価はいくらか。
事務局	売買単価については、1 番の案件は面積 1,174 m <sup>2</sup> のところ土地代金については〇〇円となっております。2 番の案件は面積 307 m <sup>2</sup> のところ土地代金については〇〇円となっております。
議長	<p>他に質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、日程第 4 の報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>初めに、個々の説明の前に、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出の内容について説明させていただきます。</p> <p>農地法第 4 条では、自己が所有する農地を農地以外に利用するときは、転用の許可が必要とされておりますが、利用する目的が農業用施設に供する場合で、その必要と</p>

議長	<p>される建築物等の面積が 200 m<sup>2</sup>未満のときは、転用の許可が不要とされており、届出をしていただいているものであります。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>1 番の案件は、黒川地内の畑において、昭和 60 年頃に建築された農機具庫 36 m<sup>2</sup>の届出が未済であったことが確認されたため、この度、届出をしていただいたものであります。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>以上で日程第 4 の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和元年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
----	---

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 7月25日

議 長

---

11 番

---

12 番

---